残業申請について

従業員各位

●年●月●日

●株式会社

日々当社の業務に精勤していただき、感謝申し上げます。

さて、ご承知かもしれませんが、２０２０年４月より、改正労働基準法の施行により、時間外労働時間が法律で厳しく制限されることとなりました。

当社としても、時間外労働を抑制し、長時間労働を防止することが企業の責務であると考えております。また、可能な限り無駄な労働時間は削減していくことは、生産性向上の観点からも重要であると考えています。

しかしながら、当社では、残業許可制を採用しているにもかかわらず（就業規則第●条）、一部の社員が残業申請をせず、所定終業時刻後も在社しております。

当社は、事前申請・許可の無い場合は、残業とは認めませんので、速やかに終業時刻時に退社するようにお願い致します。

なお、緊急性のある場合は事前申請のない場合でも残業を行うことは可能ですが、速やかに所属上長の許可を得るようにして下さい。所属上長の許可を得ない場合は残業とは認めません。

従業員の皆様におかれましては、適正な労働環境の整備に御協力下さいますようお願い致します。

以上